

議題（3）

内航アクションプランについて

作成趣旨

改正内航海運業法、ガイドラインの趣旨の理解及び対応の底上げを業界全体で図るため、各団体において主な企業の取組状況をまとめる。個別の内容は公表せず、協議会での議論に活用する。

報告されたアクションプランの主な内容

○「法令で義務付けられている項目」「ガイドラインで推奨されている項目」

- ・「法令で義務付けられている項目」については、実施している状況。
- ・「ガイドラインで推奨されている項目」については、実施している又は実施予定という状況。

○「生産性向上や業務効率化等に資する独自の取組」

- ・船員労務管理システムや配船計画システムを導入するなど、デジタル技術を活用した取組を行っている。
- ・荷待ちを船員の休息時間に当てられるよう、作業予定情報の共有を進めている。
- ・内航海運業者が効率的な運航を実施するため、荷主と内航海運業者との間で、運航予定の情報を前広に共有している。

今後の取組

上記結果を踏まえ、法令・ガイドラインの実施状況のより個別の業界ごとの確認や、役務の役割分担といった業界ごとの特性を踏まえた対応が必要なことから、各部会（3部会）において引き続き議論を進めることとする。